

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度の改正（創設）の概要と実務上の留意点（その 4）

贈与税の納税猶予を選択した場合には、贈与者が受贈者よりも先に死亡したときには、この贈与者の相続税において、この制度の対象とした非上場株式を相続により取得したものとみなして相続税の計算を行い、相続税の課税価格に算入するときの非上場株式の価額は、この株式を贈与により取得した時の価額を基礎として計算します。

なお、その場合、贈与税の納税猶予税額は免除され、相続税の申告に際し、その非上場株式については相続税の納税猶予を選択することができます。

そこで、贈与税の納税猶予の適用を受けた非上場株式が相続開始時までに価額が大きく値上がりした場合の相続税への影響について、以下の設例で確認してみます。

【前提条件】

- 被相続人 甲（平成 31 年 4 月死亡）
- 甲が所有する A 社株式（甲が全株所有）
 贈与時（平成 30 年 4 月）の株価 2 億円 相続時の株価 3 億円
 甲の長男（後継者）へ全株を相続時精算課税によって贈与し、納税猶予の適用を受けた
 長男の贈与税の納税猶予税額 $(20,000 \text{ 万円} - 2,500 \text{ 万円}) \times 20\% = 3,500 \text{ 万円}$
- 甲の相続人 長男・長女
- 甲の相続開始時の財産（A 社株式を除く）と遺産分割
 その他の財産 4.5 億円（長男 1.5 億円、長女 3 億円を相続した）。また、債務 5,000 万円は長男が承継した。
 長男は A 社株式についての相続税の納税猶予の適用を受けるものとする
- 相続税の計算 （単位：万円）

	贈与税 相続税の納税猶予を受けた場合（注 4）		【参考：贈与を受けずに相続税の納税猶予を受ける場合】	
	長男	長女	長男	長女
その他の財産	15,000	30,000	15,000	30,000
A 社株式	-	-	30,000	-
相続時精算課税適用財産	20,000	-	-	-
債務（注 1）	5,000	-	5,000	-
課税価格	30,000	30,000	40,000	30,000
相続税の総額	19,710		24,500	
各人の算出税額	9,855	9,855	12,250	12,250
株式等納税猶予税額	（注 2） 6,084	-	（注 3） 9,855	-
納付税額	3,771	9,855	2,395	12,250
税額合計	13,626		14,645	

（注 1）控除未済債務額 $5,000 \text{ 万円} - (35,000 \text{ 万円} - 5,000 \text{ 万円}) = 25,000 \text{ 万円}$ 0 円

（注 2） $(20,000 \text{ 万円} + 30,000 \text{ 万円}) - 4,200 \text{ 万円} = 45,800 \text{ 万円}$ （課税遺産総額） 15,210 万円（相続税の総額）

長男の相続税（納税猶予税額） $15,210 \text{ 万円} \times 20,000 \text{ 万円} / 50,000 \text{ 万円} = 6,084 \text{ 万円}$

（注 3） $(30,000 \text{ 万円} + 30,000 \text{ 万円}) - 4,200 \text{ 万円} = 55,800 \text{ 万円}$ （課税遺産総額） 19,710 万円（相続税の総額）

長男の相続税（納税猶予税額） $19,710 \text{ 万円} \times 30,000 \text{ 万円} / 60,000 \text{ 万円} = 9,855 \text{ 万円}$

（注 4）贈与税の納税猶予税額は免除され、相続税の納税猶予を選択することができる。

以上の設例の場合、A 社株価が値上がりする前に贈与税の納税猶予の適用を受けて後継者へ贈与しておけば、その後その贈与者甲が死亡しても、贈与を受けた時の価額で A 社株式の評価額は固定されているので、相続税は軽減されます。